

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
西戸川地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 2 年 2 月 28 日
- 3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数（個人：3 経営体、集落営農（任意組織）：1 経営体）
- 4 3 の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
  - （1）地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - （2）農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - （3）担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 今後の地域農業のあり方
  - 担い手への農地集積を進める。
  - 農業機械の共同利用により一層の低コスト化を図る。
  - 野菜（ねぎ等）の産地化を推進し、経営の複合化を図る。